令和元年５月農業委員会総会議事録

令和元年5月24日午後3時00分、令和元年5月農業委員会総会を市立観光館「多目的ホール」に招集する。

出席委員 25名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	4番	佐藤	耕一	委員
5番	白濱	不二男	委員	6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員
8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員	10番	進藤	司	委員
11番	石岡	千鶴子	委員	12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員
14番	小田桐	明	委員	15番	奥元	勝義	委員	16番	髙橋	貴志	委員
17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員
20番	兜森	弘義	委員	21番	小嶋	勇成	委員	22番	藤田	善明	委員
23番	前田	優考	委員	24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員
26番	山内	知人	委員								

欠席委員 1名

3番 三上 幸雄 委員

出席事務局 9名

事務局長	菅野 昌子	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	佐藤 祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋 貢
事務局農地係長	澤田 明人	岩木分室長	佐藤 久明
相馬分室総括主査	藤田 徹	事務局主査	藤田 智恵子
事務局主事	山中 早織		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第34号	「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
議案第35号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第36号	農地転用許可に係る意見について
議案第37号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第38号	農用地利用集積計画の決定について
議案第39号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第40号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第41号	農地・非農地の判断について
報告第14号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第15号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第16号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和元年 5 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 3 番 三上幸雄委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。 8 番　三上悦治委員、9 番　平井秀樹委員、10 番　進藤司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 34 号を議題といたします。議案第 34 号は、「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」であります。提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局次長　議案第 34 号は、「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の承認についてであります。提案理由は、農林水産省 経営局 農地政策課長通知に基づく、農業委員会活動の点検と評価及び活動計画等の決定について、本会の審議を求めるものであります。本議案については、先の 5 月 10 日に開催された農地集積推進委員会において、ローマ数字のⅡとⅣを審議・決定し、5 月 13 日に開催された担い手育成委員会において、Ⅲを審議・決定しているところです。説明内容が、両委員会にまたがるため、私から内容を説明いたします。

まず、平成 31 年度の活動計画についてであります。2 ページをお開きください。2 ページは、農業委員会の状況で、農家・農地等の概要と、農業委員会の現在の体制について記載しております。3 ページ以降は、目標及び活動計画を記載しております。3 ページの 2、担い手への農地の利用集積・集約化では、集積面積の目標を 7,322 ヘクタールとし、うち新規集積面積の目標を 130 ヘクタールとしております。3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、参入目標数を 32 経営体としております。4 ページの 4、遊休農地に関する措置では、解消面積の目標を 20 ヘクタールとしております。5 の違反転用への適正な対応については、数値目標は設定してございません。各項目の現状及び課題、並びに活動計画の具体的な内容については、記載のとおりであります。

次に平成 30 年度の活動の点検・評価についてであります。5 ページから 9 ページは、平成 30 年度の活動計画に対する各項目の達成状況、活動実績及びそれらに対する評価であり、数値目標を掲げた項目については、未達成の状況もありますが、その活動実績の具体的な内容については、記載のとおりであります。10 ページから 12 ページは、農地法等に基づく事務の点検などの 3 項目であり、実施状況等の内容については、記載のとおりであります。なお、本議案の内容については、

事務局次長　本会議で決定後インターネット等で公表することになっております。以上であります。

議　　長　両委員長より補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 34 号について、御審議願います。ただ今の説明について御質問等ございませんか。

大湯茂八郎委員　2 ページの 1 の農家・農地等の概要の 2 段目、耕地面積についてですが、耕地面積田 4,230、畑 9,900。これを足したものが、右の横になると思いますが、微妙に合わないのですが。

次長補佐　この数字につきましては、※印の 1 にも記載がありますが、耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入ということでありまして、農水省の方で公表しているもので、これがこの数字になります。合計が 14,100 と合わない公表になっております。

大湯茂八郎委員　わかりました。ありがとうございます。

議　　長　議案第 34 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 34 号「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 35 号を議題といたします。議案第 35 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 35 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 3,231 ㎡、畑 14 件 46,743 ㎡、合計 15 件 49,974 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 9 件 35,402 ㎡、畑 17 件 142,513.46 ㎡、合計 26 件 177,915.46 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 5 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、佐藤耕一委員、白濱不二男委員、小林政貴委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 7 件の事情聴取を行いました。15 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 20 番について申し上げます。譲受人は、以前より農業に携わりたいという思いがあり、今般、農地取得の機会ができたため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は知人の指導の下、柿を作付するとのことで、技術力等、特に問題はないと

調査委員長	判断しました。16 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 21 番について申し上げます。譲受人は、親の指導を受けて、りんごの栽培をするため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも申請地で一連の農作業経験があり、今後も親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。17 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 25 番について申し上げます。譲受人は実家が農家で、現在勤めている会社でも農作業に従事しており、今回、自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも農作業に従事しており、今後も兄や弘果の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。23 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 70 番について申し上げます。借受人は農家の友人の農作業を手伝っているなかで、自分でも野菜を作付したいと思い、今回、自分で農地を貸借する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。高校で農業について学び、様々な作物の農作業経験もあり、今後も農家の友人の指導の下、ピーマンを栽培していくということから、技術力等、特に問題はないと判断しました。26 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 79 番と 27 ページ、80 番について申し上げます。借受人は実家が農家であり、今回、父と知人からの貸借により、自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも実家で農作業に従事しており、今後も親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。引き続き 27 ページの使用収益権関係、受付番号 81 番について申し上げます。借受人は妻の実家の農地を借り受け、りんごを栽培するものであり、これまでも申請地で一連の農作業に従事していた事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。20 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 31 番と 32 番及び、30 ページ、使用収益権関係、受付番号 85 番について申し上げます。申請人である法人は、これまでりんごの卸売業を中心に取り組んでおりましたが、後継者不足の解消の一助と新たな事業展開や雇用の創出を図るため、本申請をしたと申し述べておりました。構成員の中には、農家出身の者もおり、今後も知人のりんご農家や地区農業委員の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
前田優考委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 31 ページ、受付番号 87 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	受付番号 87 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 35 号のうち、受付番号 87 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 35 号のうち、受付番号 87 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 35 号のうち、受付番号 87 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

大湯茂八郎委員　　所有権の今回提出の件数が、田 1 件ですが、中身を見ていきますと、受付番号 31、32 番 2 件になると思うのですが。私の見間違えでしょうか。

農地係長　　今、ご指摘のとおり田 2 件が正解です。訂正したいのですが、田が 1 件で 4,344 ㎡、畑が 13 件で 45,630 ㎡。合計は変わりません。以上です。

議　　長　　よろしいでしょうか。

大湯茂八郎委員　　はい。

議　　長　　ほかにありませんか。

岩谷裕子委員　　同じく所有権関係なのですが、受付番号 31 と 32 番のりんごの内訳の面積が 15,817 ㎡となっており、これは合計した面積になるのではないでしょうか。

次長補佐　　所有権関係、受付番号 31、32 番の合計が 15,817 ㎡となっており、この内訳につきましては、今申し上げました、31、32 番、それから 30 ページ使用収益権関係、受付番号 85 番も合わせた面積になっております。

岩谷裕子委員　　この田となっているのは、りんごとしてやっていくのですか。

次長補佐　　そうです。事前調査会でもそこは確認しておりまして、りんごを作付けするということでありまして、特に受付番号 31 番につきましては、りんごの苗木をやるということで伺っております。

議　　長　　地目は田でいいんですね。

農地係長　　今は田でいいです。

議　　長　　よろしいでしょうか。

岩谷裕子委員　　はい。

議　　長　　ほかにございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 35 号のうち、受付番号 87 番を除く申請については、許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 36 号を議題といたします。議案第 36 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 36 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 1,346 ㎡、畑 1 件 562 ㎡ 、合計 3 件 1,908 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。35 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 3 番は農地区分が第 2 種農地、また受付番号 5 番はその他の第 2 種農地で、どちらも、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号 4 番は第 3 種農地で、原則許可となる農地区分であります。また、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 36 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 36 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 36 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 37 号を議題といたします。議案第 37 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 37 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係の、畑 3 件 3,636 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。39 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、所有権関係の受付番号 3 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可となる農地区分です。受付番号 4 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから許可基準を満たすものであります。受付番号 5 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

前田優考委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（前田優考委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に受付番号 4 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 37 号のうち、受付番号 4 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 37 号のうち、受付番号 4 番は許可相当の意見を付すことに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 37 号のうち、受付番号 3 番及び 5 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 37 号のうち、受付番号 3 番及び 5 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 37 号のうち、受付番号 3 番及び 5 番は、許可相当意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 38 号を議題といたします。議案第 38 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 38 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 25,139 ㎡、畑 22 件 79,658 ㎡、合計 26 件 104,797 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 7 件 32,291 ㎡、畑 2 件 25,757 ㎡、合計 9 件 58,048 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。45 ページ所有権関係、受付番号 28 番の譲渡人は農地移動適性化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、受付番号 27 番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で行うものであり、受付番号 27 番で譲渡す面積の範囲内で取得することから、候補者名簿に登録を要しないものであります。49 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 41 番から 50 ページ 43 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。52 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 20 番から 54 ページ 27 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画を決定することが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

平井秀樹委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（平井秀樹委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 50 ページ所有権関係、受付番号 43 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　所有権関係、受付番号 43 番は、調査副委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 38 号のうち、所有権関係、受付番号 43 番については、報告のとおり決定いたします。平井委員の着席をお願いします。

（平井秀樹委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 38 号のうち、所有権関係、受付番号 43 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 38 号のうち、所有権関係、受付番号 43 番を除く申請については、調査副委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 38 号のうち、所有権関係、受付番号 43 番を除く申請については、報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 39 号を議題といたします。議案第 39 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 39 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 4,996 ㎡、畑 3 件 18,693.43 ㎡、合計 6 件 23,689.43 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 2 件 4,031 ㎡、畑 2 件 8,853 ㎡、合計 4 件 12,884 ㎡であります。今回提出されました 10 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 6 件、賃貸借 4 件が整ったものであります。なお、59 ページからの使用収益権関係、4 件は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

岩谷裕子委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（岩谷裕子委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 58 ページ所有権関係、受付番号 16 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　所有権関係、受付番号16番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第39号のうち、所有権関係、受付番号16番については、原案のとおり要請することに決定いたします。岩谷委員の着席をお願いします。

（岩谷裕子委員着席）

議　　長　　それでは、議案第39号のうち、所有権関係、受付番号16番を除く要請案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第39号のうち、所有権関係、受付番号16番を除く要請案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第39号のうち、所有権関係、受付番号16番を除く要請案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第40号を議題といたします。議案第40号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第40号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田9件36,322㎡、畑3件23,935㎡、合計12件60,257㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　今回提出されました12件につきましては、先の議案第38号で決定されました利用集積計画のうち52ページの使用収益権関係、受付番号20番以降の8件及び議案第39号で要請が決定されました59ページの使用収益権関係、受付番号9番以降の4件において、農地中間管理機構である あおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第40号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第40号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第40号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第41号を議題といたします。議案第41号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 41 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田1筆4,502㎡、畑12筆25,165㎡、合計13筆29,667㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。71 ページをお開きください。番号1番から8番の土地については、農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、番号9番から13番の土地については、第 4(4)イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第41号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第41号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 41 号は番号1番から13番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第14号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田2件23,658㎡、畑4件51,856㎡、合計6件75,514㎡ であります。なお、届出理由につきましては75ページ、受付番号1番から76ページ、受付番号6番までの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 14 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 15 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 15 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が、畑 1 件 555 ㎡、5 条関係が、畑 3 件 1,053 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、79 ページ及び 80 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 15 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 16 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 16 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 9,911 ㎡、畑 7 件 59,856 ㎡、合計 10 件 69,767 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、82 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 16 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了　15 時　55 分］